

京都市消防局訓令甲第2号

各 部
防 災 危 機 管 理 室
消 防 学 校
各 消 防 署

京都消防ヘリポート管理規程の一部を次のように改正する。

平成22年9月1日

京都市消防局長 三 浦 孝 一

第1条中「第54条の2第1項」を「第38条第1項」に改め、「基づき」の右に「設置した」を、「施設」の右に「並びに京都消防ヘリポート内の航空保安施設」を加える。

第3条第3項第2号中「整備」を「点検, 整備」に改める。

第4条中「第79条」の右に「及び第117条」を加える。

第5条を次のように改める。

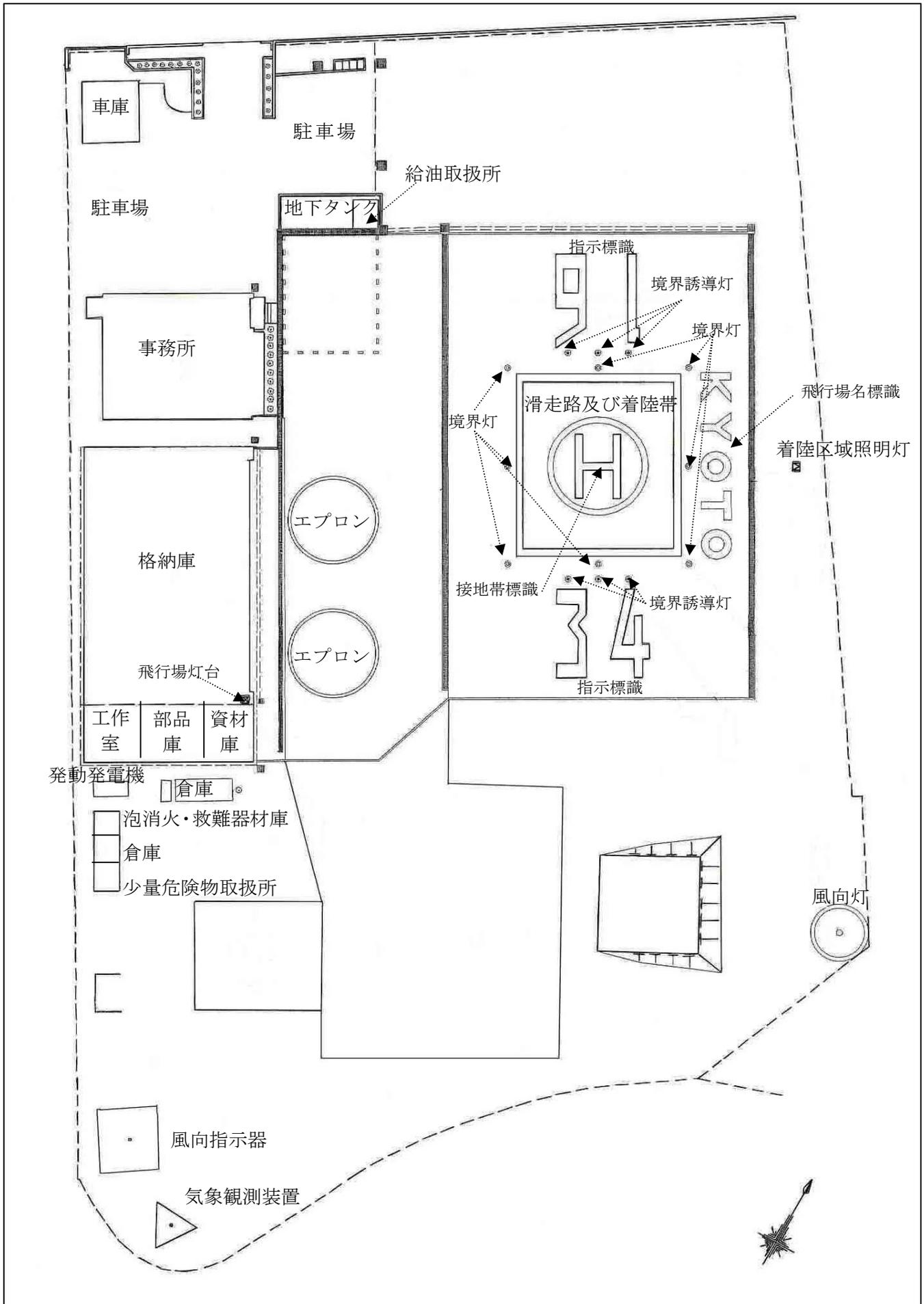
(運用時間)

第5条 ヘリポートの運用時間は、24時間とする。

第7条第1項第4号中「, 誘導路」を削る。

第9条第1項第1号中「及び飛行場標識」を削り、同項第3号から第5号までの規定中「, 誘導路」を削る。

別図を次のように改める。



附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

(消防局警防部消防救助課)